

大阪府附属機関条例の改正案の概要

資料 5

	(A) 環境影響評価審査会	(B) 廃棄物処理施設等の設置に係る 生活環境影響評価審議会	A と B の関係
意見聴取の根拠法令	環境影響評価条例	廃棄物処理法	
審議の対象事業	廃棄物処理施設 焼却施設 (100t/日以上) 最終処分場 (10ha 以上) 道路、鉄道、発電所、公有水面の埋立て、土 地区画整理事業 など	廃棄物処理施設 焼却施設 (200kg/時以上) 廃棄物最終処分場 (規模要件なし)	B の審議対象となる施設 のうち、大規模施設は、同 時に A の審議対象となる。
審議事項	大気質、悪臭、騒音、振動、水質、 地下水、廃棄物 底質、土壌汚染、気象、水象、地象、生態系、 景観、文化財、日照障害、電波障害、人と自 然との触れ合い活動の場、事業計画、工事計 画	大気質、悪臭、騒音、振動、水質、 地下水、廃棄物	A の審議事項は B の審議 事項をすべて含んでいる。
委員数	15 名 (うち大気質など 7 項目 8 名)	5 名	
【改正案】	調査審議の対象に 焼却施設 (100t/日以上)、 最終処分場 (10ha 以上) についての廃棄物処理法に基づく意見聴取 を追加する。	調査審議の対象から左記のものを削除 する	